## 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化

村民税・県民税において、特定配当等の額および特定株式等譲渡所得金額の全部について申告不要とする場合（所得税においてもその全部を申告不要とする場合を除きます。）に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるように、確定申告書の「住民税」欄に「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄が追加されました。

ただし、村民税・県民税において、配当所得および株式等に係る譲渡所得等のうち一部でも申告するものがある場合や、所得税とは異なる控除の適用を受けようとする場合は、市民税・県民税申告書を提出する必要があります。

●問合せ先
総務部税務課

## 同報無線を用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

（1）訓練実施日時　　2月16日（水）　午前11時ごろ

（2）訓練で行う放送試験

村内56カ所に設置してある同報無線から、一斉に、次のように放送されます。

各家庭の防災ラジオからも同様に放送されますので、この機会に防災ラジオの作動確認もお願いいたします。

| 情報伝達手段 | 放送内容 |
|---|---|
| 同報無線<br>（防災ラジオ） | 上りチャイム音<br>＋　「これは、Jアラートのテストです。」×3<br>・・・・・訓練放送文・・・・・<br>＋　下りチャイム音 |

※聞き逃した時などには、音声自動応答サービス（以下に、記事を掲載しております。）をご利用ください。

（※）Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

●問合せ先　総務部総務課

## 同報無線の内容を電話で確認できる音声自動応答サービス

同報無線で放送した内容を電話で確認していただくことができます。聞き逃した時や、聞き取りにくかった時などにご利用ください。

**電話番号**

☎52-1451

※おかけ間違えのないようにお願いします。

※通話料金が掛かります。

※混雑時には通話中となることがありますので、しばらくしてから再度おかけ直しください。

●問合せ先
総務部総務課

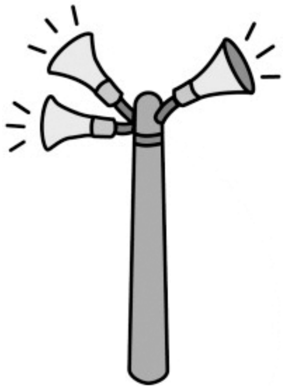

# つくってみよう マイナンバーカード

## マイナンバーカードがあれば…

### ①公的な身分証明書として使えます

券面に顔写真が入るので、免許証等と同様に
身分証明書として使うことができます。

### ②一部の医療機関で健康保険証として利用できます

令和3年10月から医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを専用機械にかざすだけで資格確認ができるようになります。
※健康保険証として利用するためには事前にマイナポータルから登録が必要になります。また、医療機関や薬局に機器が設置されていない場合は利用できません。

### ③オンライン（e-Tax）で確定申告ができます

カードに電子証明書を搭載すれば
インターネットを利用して確定申告ができます。

**【受け取り・取扱いに関して】**
マイナンバーカードは個人番号の記載のある非常に大事なカードになりますので、**原則ご本人様**に受け取りをお願いしています。
平日の来庁が難しい場合はご相談ください。
また、受け取り後の**マイナンバーカード・パスワードの控え**の管理も厳重にお願いします。

**●問合せ先**
**マイナンバーカードに関すること**
**マイナンバー総合フリーダイヤル ……………… ☎0120-95-0178**

**マイナンバーカード受け取りや予約に関すること ……………… 民生部住民課**

## 飛島村防災訓練の中止について

2月6日(日)に飛島村防災訓練の実施を予定していましたが、愛知県まん延防止等重点措置が発令されたため、中止とさせていただきます。

今後も、避難場所等の確認や非常持出し品の準備など、日頃からの備えをお願いいたします。

**●問合せ先**
総務部総務課

## 有効期限が迫っています「すこやか商品券」「飛島村共通商品券」

いずれの商品券も有効期限は2月28日(月)です。

期日を過ぎますと使用できなくなりますので、まだお手元に商品券をお持ちの方はお早めにご利用ください。

**●問合せ先**
・すこやか商品券に関すること
すこやかセンター内福祉課
・飛島村共通商品券に関すること
飛島村商工会

## 会計年度任用職員募集

### ■児童クラブ支援員

**●採用予定人数**　2名
**●業務内容**
児童クラブでの児童の指導
**●申込資格(共通事項以外)**
保育士または教諭資格を有している方
**●勤務場所**
飛島学園内児童クラブ
**●勤務時間**
週5日以内(日曜・祝日および年末年始は休み)
午前8時～午後6時30分のうち8時間以内(休憩1時間含む)
※勤務日・勤務時間は変更となる場合があります
**●報酬**
1，000円～1，200円程度／時間の間で、経験等を考慮して決定します

### ■保育士

**●採用予定人数**　1名
**●業務内容**
第一保育所での保育業務
**●申込資格(共通事項以外)**
保育士の資格を有している方
**●勤務場所**　第一保育所
**●勤務時間**
週5日(土曜・日曜・祝日および年末年始は休み)
午前8時30分～午後6時30分のうち8時間30分以内(休憩1時間含む)
※勤務日・勤務時間については相談可能です。お問合せください
**●報酬**
1，000円～1，300円程度／時間の間で、経験等を考慮して決定します

### ■路肩清掃員

**●採用予定人数**　1名
**●業務内容**
道路清掃および道路附帯物件の維持点検等
**●申込資格(共通事項以外)**
準中型(車両総重量7・5t未満・最大積載量4・5t未満)以上の自動車運転免許を取得している方(オートマチック車限定は不可)
**●勤務場所**
開発部建設課
**●勤務時間**
週5日(土曜・日曜・祝日および年末年始は休み)
午前9時～午後4時(休憩1時間含む)
**●報酬**
960円～1，200円程度／時間の間で、職務内容、経験等を考慮して決定します

### ■共通事項

**●申込資格**
地方公務員法第16条(欠格事項)に該当しない方
※右記以外に資格が必要な職種があります
**●任用期間**
4月1日(金)～令和5年3月31日(金)
**●報酬等**
勤務時間によっては期末手当が支給されます。また、所定の基準に従い、通勤費相当額が支給されます。報酬等は改定される場合があります
**●申込方法**
写真を貼った履歴書を郵送または役場開庁日にお持ちください。
役場開庁日：土曜・日曜・祝日は休み
午前8時30分～午後5時15分
**●申込期限**
2月25日(金)
**●面接日**
申込みをされた方に順次ご案内します。
※3月中旬の平日に飛島村役場内で実施予定
**●申込み・問合せ先**
総務部総務課

## 投票立会人募集

投票立会人とは、各投票所や期日前投票所において、投票事務が公正に行われるよう立ち会っていただく人のことです。

飛島村選挙管理委員会では、皆さまに政治や選挙に関心をもっていただき、選挙をもっと身近なものに感じてもらえるよう、投票立会人を募集しています。

応募方法につきましては、村公式ホームページをご覧ください。または総務部総務課までお問合せください。

**●対　象**　在住の18歳以上の選挙権のある方

**●問合せ先**　総務部総務課

---

## ペットボトルのラベルの分別にご協力ください

<u>令和4年4月</u>からエコプラザでは、ペットボトルの搬入方法を変更させていただきます。

エコプラザにペットボトルとキャップを搬入する前に、ご自宅でペットボトルのラベルをはがして分別し、さらにペットボトルとキャップを分けた状態でエコプラザへ搬入をお願いします。

ラベルは、プラスチックごみ（透明ブルー色ポリ袋）に入れて毎週水曜日に出してください。

令和4年度からリサイクルの品質を上げ、良質な資源として活用するため、ペットボトルのラベルをはがして分別することにご協力をお願いします。

**【ペットボトル・キャップ・ラベルの分別方法】**

＋

①ペットボトル
②キャップ
は、軽くすすいでエコプラザへ

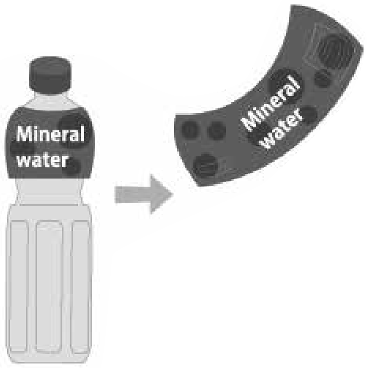


ラベルは、
プラスチックごみとして
ごみ集積所へ

**●問合せ先**　すこやかセンター内保健環境課

# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

10月号でご案内しました、低所得の子育て世帯に対し国から支給されている「子育て世帯生活支援特別給付金」に該当する方で申請がまだの方はご相談ください。

**なお、この給付金は12月から順に支給している「子育て世帯への臨時特別給付金」とは別の給付金です。**

## 1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① 令和3年3月31日時点で
**18歳未満の児童**（障がい児の場合、**20歳未満**）を養育する父母等
（※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

② ■令和3年度**住民税（均等割）が非課税**の方
または
■令和3年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

## 2. 支給額

**児童1人当たり　一律5万円**

## 3. 給付金の支給手続き

Ⅰ.令和3年4月分の**児童手当または特別児童扶養手当**の受給者で**住民税非課税**の方

▶給付金は、**申請不要**で受け取れます。

Ⅱ.上記以外の方（例.高校生のみ養育している方、収入が急変した方）

▶給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

▶申請**期限は2月28日（月）**です。

▶申請は民生部住民課で受け付けます。ご希望の方は事前にご相談ください。

○給付金に関する問合せ先
厚生労働省コールセンター
☎0120-811-166（受付時間:平日午前9時～午後6時）

●問合せ先　民生部住民課

# 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

## 一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

●令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
●変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

**令和4年9月30日まで**

| 区分 | 医療費負担割合 |
|---|---|
| 現役並み所得者 | 3割 |
| 一般所得者等※ | 1割 |

**令和4年10月1日から**

| 区分 | 医療費負担割合 |
|---|---|
| 現役並み所得者 | 3割 |
| **一定以上所得のある方** | **2割** |
| 一般所得者等※ | 1割 |

被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

●令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
●配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

## 窓口負担割合2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

●世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します。

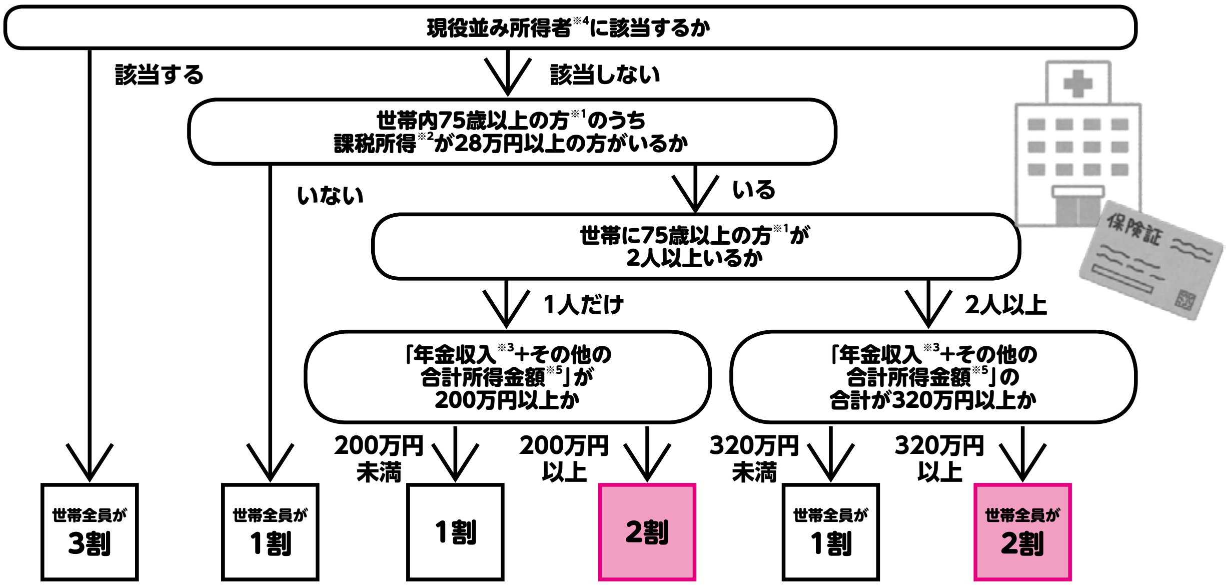


※1 後期高齢者医療の被保険者とは、75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。
※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

### 医療費窓口負担割合の見直しに関するお問合せは

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問合せください。
[期間]～3月31日(木)※日曜・祝日は除く　[時間]午前9時～午後6時

●問合せ先　民生部住民課

## 助成事業申請のお知らせ

すこやかセンター内保健環境課では、次の助成事業を行っています。早めの申請をお願いします。

**●申請期限**
3月31日（木）

**●一般不妊治療費助成**
村内に住所を有する夫婦で不妊症と診断され一般不妊治療（ホルモン療法や人工授精など）を受けた治療費の一部を助成します。
令和3年3月～令和4年2月までの治療費

**●任意予防接種費用助成**
令和3年4月1日～令和4年3月末までに受けた予防接種費用
・おたふくかぜ：1歳から就学前相当年齢までに1回全額助成
・インフルエンザ：65歳未満の方に1回2,000円の助成（13歳未満は2回）

**●問合せ先**
すこやかセンター内保健環境課

## 安全運転支援装置設置費を補助します

高齢運転者によるアクセルとブレーキの踏み間違いが原因となる交通事故を未然に防ぐため、障害物検知機能付き安全運転装置または障害物検知機能なし安全運転装置の設置に対し、装置設置に要する費用の一部を補助します。

**●補助限度額**
安全運転支援装置設置費
・障害物検知機能付き
上限　32,000円
・障害物検知機能なし
上限　16,000円
※国の補助制度が終了したことに伴い、本村では令和4年1月1日より、補助金額が一部変更になりました。

**●補助対象**
村内に住所を有する65歳以上の方が所有または使用する自動車。
※申請は、安全運転支援装置を設置した日から6カ月以内。
詳しくは、村公式ホームページまたは開発部建設課までお問合せください。

**●補助対象期限**
3月31日（木）

**●問合せ先**
開発部建設課

## 犬・猫の避妊と去勢手術費用助成のお知らせ

村内で犬猫を飼養し、避妊・去勢手術を受けた方の費用を一部助成します。

**●申請期限**
3月31日（木）

**●問合せ先**
すこやかセンター内保健環境課

## 飛鳥学園で人権教室を実施しました

人権週間に合わせて12月2日（木）、飛鳥村人権擁護委員による「人権教室」を実施しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、飛鳥学園3年生が各学級に分かれて、童話「うさぎとかめ」をもとに、「互いの違いを認め合うことの大切さ」について学びました。生徒一人ひとりの良い所を発表し、学級全員と共有することで、互いの違いについてより学びを深めることができました。

**●問合せ先**
すこやかセンター内福祉課